

(局様式1) 活動実施主体の募集

社会貢献の森における国民参加の森林づくり活動の実施主体の募集

社会貢献の森における森林づくり活動を行う活動団体等を募集します。
下記事項に留意の上、下越森林管理署村上支署にお申し込みください。

記

1 社会貢献の森の概要

「社会貢献の森」とは、林野庁が進める「協定締結による国民参加の森林づくり」制度の一つで、企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備を自ら又は事業者へ委託して行う活動を行うことのできる国有林のことです。
今回公募対象の森林は、針葉樹を主体とした15～96年の森林で、間伐・植樹・下刈等の育樹活動を実践し、地域における自然環境保護と森林愛護の精神について広く普及を図ることを目的とした活動を行うことができます。

2 社会貢献の森の対象地

場所 村上市大場沢字熊登山409の1国有林1035林班い小班ほか30。 33.49ha
協定期間 令和 7年 3月31日を越えない期間とします。
公募期間 令和 4年 4月11日(月)から令和4年5月17日(火)

3 公募にあたっての手続き等

(1) 自主的な森林づくり活動の実施主体の要件

地方公共団体または自主的な森林づくり活動を行うことを目的とした民間団体(公益法人を含む)とします。
この場合、民間団体については以下の条件を全て満たさなければなりません。

- ① 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- ② 団体の意志を決定し、自主的な森林づくり活動を執行する体制を確立していること。
- ③ 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。

(2) 申し込み方法

自主的な森林づくり活動を希望する団体は、森林管理局及び森林管理署等に備え付けてある「社会貢献の森における活動希望申請書」に必要事項を記載の上、下越森林管理署村上支署にお申し込みください。

(3) 選定方法等

申請書の記載内容等から適切と認められる団体を実施主体として選定させていただきます。
なお、申請書を提出した団体に対し、選定結果を通知することとします。

4 協定の締結

自主的な森林づくり活動の実施にあたっては、実施主体と下越森林管理署村上支署との間において、次の事項を内容とする協定を締結することになります。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①協定の目的 | ⑩法令等の遵守 |
| ②社会貢献の森名称、位置及び面積 | ⑪山火事防止等の措置 |
| ③全体活動計画書の提出 | ⑫損害賠償 |
| ④年間活動計画書の提出及び活動実績の報告 | ⑬活動の円滑な実施への協力 |
| ⑤入林の祭の連絡・調整の森の適切な管理 | ⑭社会貢献の森の適切な管理 |
| ⑥安全確保等の措置 | ⑮協定の破棄 |
| ⑦経費の負担 | ⑯協定の有効期間 |
| ⑧立木竹等の所有権等の権利 | ⑰その他必要と認められる事項 |
| ⑨施設の設置等 | |

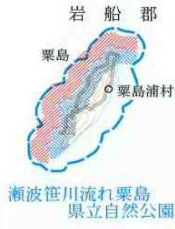
5 その他

- (1) 社会貢献の森対象地の現地案内は、下越森林管理署村上支署が行います。
- (2) 森林づくり活動の実施に関する経費は、実施主体の負担となります。
- (3) 必要な資材・道具置場等の施設の設置は、簡易なものに限ります。
- (4) 実施主体は、協定期間内であっても、社会貢献の森における立木竹等についての所有権及び森林づくり活動により生ずる全ての権利は有しないこととなります。
- (5) 協定を締結した場合、ホームページ及び掲示場にて公表します。
- (6) 詳細については、下越森林管理署村上支署にお問い合わせください。

令和4年4月11日

下越森林管理署村上支署長 金子里志
担当課：森林技術指導官 金子広明
電話：0254-53-2151(代表)

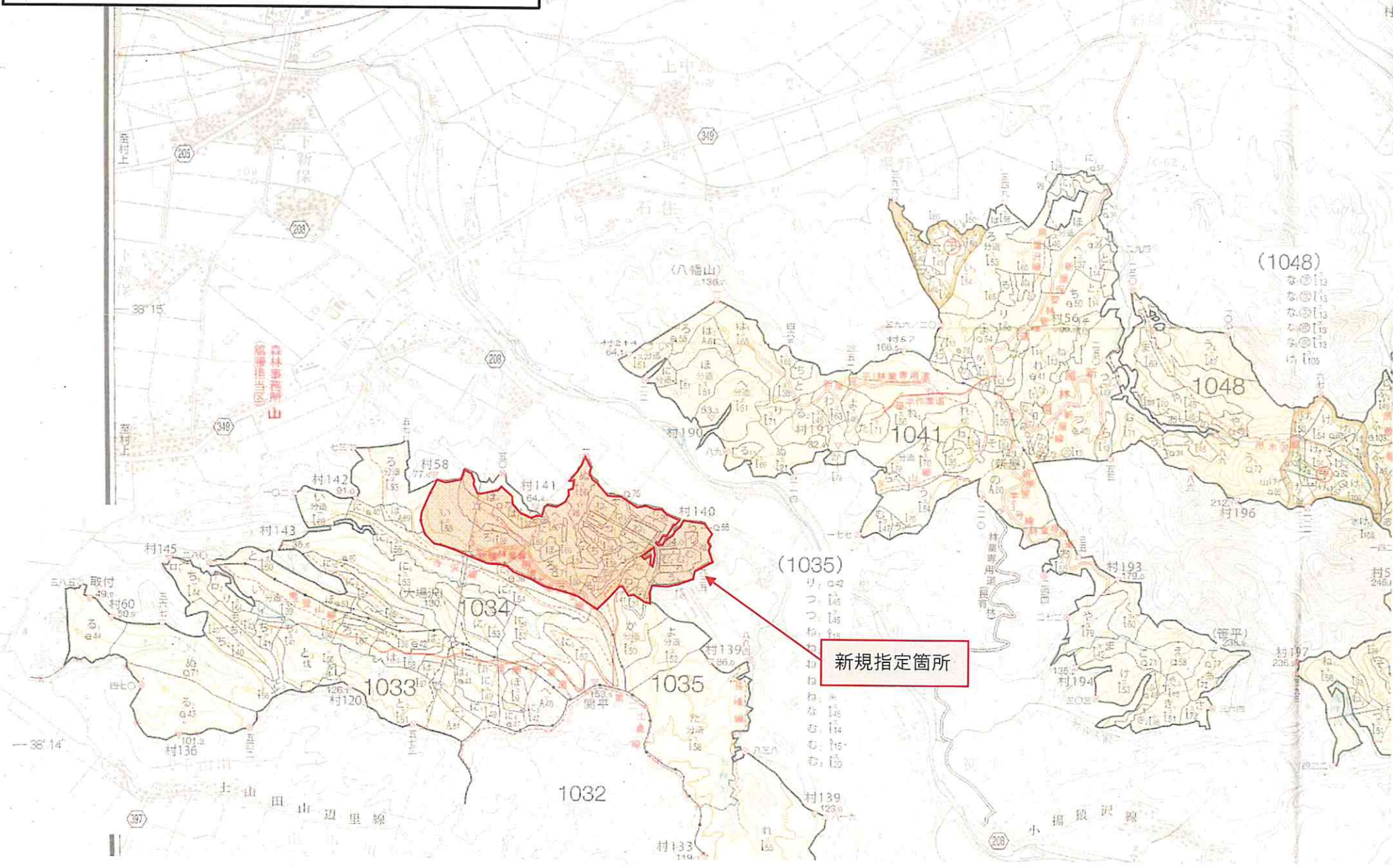
下越森林管理署村上支署
管内図：1/400,000



社会貢献の森
新規指定予定箇所



社会貢献の森 新規指定予定箇所位置図：1/20,000
村上市大場沢字熊登山409の1 国有林1035い林小班外
指定面積：33.49ha

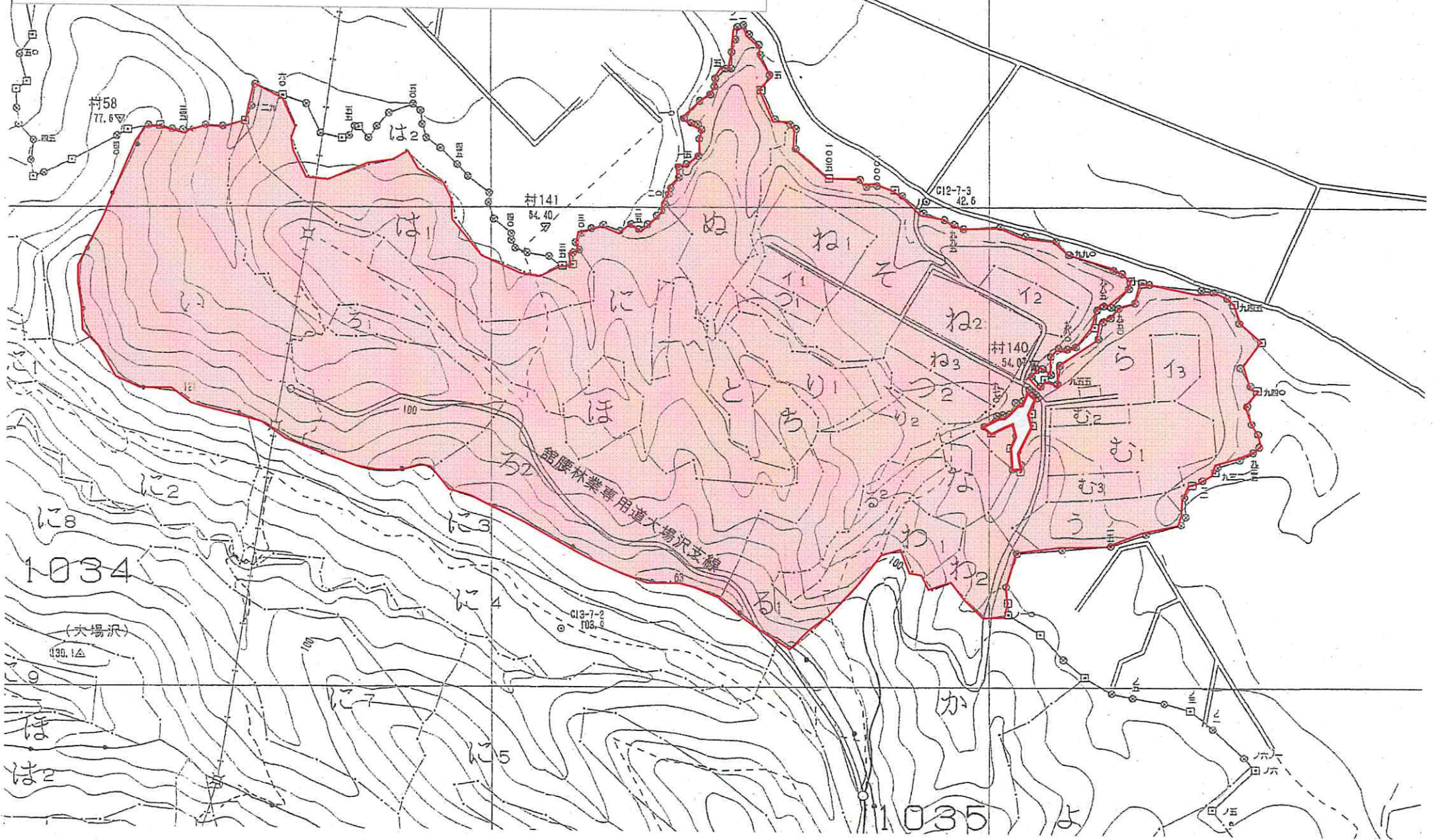


社会貢献の森新規指定予定箇所 平面図 (1/5,000)

村上市大場沢字熊登山国有林1035い林小班外地内

区域面積：33.49ha

3197
◎ 43.0



社会貢献の森 面積内訳表

林班	小班	面積			契約共用林組合名	面積	既貸付面積		樹種	令和4年度林齢	備考	
1035	い	6.20			大場沢共用林組合	6.20	0.27	5.93	スギ・アカマツ・他広葉樹	57	大場沢共用林組合 【普通共用林野とは】 地元民と火災予防等の保護義務を課すことにより山菜、きのこ、笹等軽微な採取するところがある契約を締結しております。	
	ろ	0.26			〃	0.26		0.26	ヒノキ	96		
		2	5.23			〃	5.23	0.60	4.63	アカマツ・他広葉樹		75
	は	1	1.37			〃	1.37	0.16	1.21	他広葉樹		76
	に		3.43			〃	3.43		3.43	スギ・アカマツ・他広葉樹		63
	ほ		0.51			〃	0.51		0.51	スギ		70
	へ		0.15			〃	0.15		0.15	スギ		84
	と		0.51			〃	0.51		0.51	スギ		38
	ち		0.60			〃	0.60		0.60	スギ・他広葉樹		62
	り	1	0.73			〃	0.73		0.73	スギ		38
		2	0.13			〃	0.13		0.13	他広葉樹		46
	ぬ		1.86			〃	1.86		1.86	スギ		60
	る	1	2.00			〃	2.00		2.00	アカマツ・他広葉樹		54
		2	0.34			〃	0.34		0.34	他広葉樹		54
	そ		3.11				3.11		3.11	スギ・広葉樹		79
	つ	1	0.15				0.15		0.15	スギ		49
		2	0.32				0.32		0.32	スギ		49
	ね	1	0.49				0.49		0.49	ブナ		19
		2	0.77				0.77		0.77	他広葉樹		17
		3	0.44				0.44		0.44	他広葉樹		15
な		0.55				0.55		0.55	スギ	49		
い	1	0.39				0.39		0.39	-			
	2	0.33				0.33		0.33	-			
1035	わ	1	0.37		笹平・釜杭共用林野組合	0.37		0.37	アカマツ・他広葉樹	45	笹平・釜杭共用林野組合	
		2	0.50		〃	0.50		0.50	スギ	41		
	ら		1.37			1.37	0.03	1.34	スギ・コナラ・他広葉樹	59		
	む	1	1.01			1.01		1.01	スギ	18		
		2	0.15			0.15		0.15	コナラ	19		
		3	0.29			0.29		0.29	スギ	24		
	う		0.69			0.69		0.69	スギ	49		
	い	3	0.30			0.30		0.30	-			
計		34.55			34.55	1.06	33.49					
									大場沢	22.29		
									笹平	0.87		
									非該当	10.33		
									計	33.49		

下越森林管理署 村上支署長 殿

申請者
住所
氏名

「社会貢献の森」における活動希望申請書

下越森林管理署村上支署管内の「社会貢献の森」において、下記により森林づくり活動を実施したいので申請いたします。

なお、活動は、申請者の指揮・監督の下において行うものとし、活動参加者の事故等については、申請者において一切の責任を負うことを確約いたします。

記

1 実施主体（申請者）

団体名	(団体の規約を添付すること)
代表者名	
所在及び連絡先	〈住所〉 〈電話・FAX〉

2 森林づくり活動の構想

活動の目標	
実施面積	
活動の内容及びスケジュール	

3 森林づくり活動等の実績

交通手段	
活動実績体制	
安全管理体制	

4 森林づくり活動等の実績

5 その他

※各種法令の指定状況

普通共用林(大場沢・1035 い外 13 面積 22.29ha)(笹平釜杭、1035 わ1、わ2 面積 0.87ha)

(注) 本欄については、森林管理署等で記入

(別紙2) 国民参加の森林づくり活動に関する協定書 (標準例)

〇〇〇〇〇の森における〇〇〇〇〇活動に関する協定書

〇〇森林管理署長 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、〇〇〇〇〇の森における〇〇〇〇〇活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1 (協定の目的)

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく〇〇〇〇〇森における〇〇〇等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2 (〇〇〇〇〇森の名称、位置及び面積)

甲は、〇〇森林管理署〇〇国有林〇〇林小班の〇〇h aを〇〇〇〇〇の森として乙に活動させるものとする。

なお、〇〇〇〇〇の森の名称は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

第3 (全体活動計画書の提出)

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4 (年間活動計画書の提出)

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5 (活動実績の報告)

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6 (活動の実施)

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7 (入林の際の連絡・調整)

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面 (FAXによる場合を含む。) 等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16（〇〇〇〇〇森の適切な管理）

甲は、〇〇〇〇〇森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄等）

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。
 - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
 - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
 - (3) 〇〇〇〇〇森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
 - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
 - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 〇〇 森林管理署長 印

(乙) 〇〇〇〇〇 代表 住所 氏名 印

(活動の実施)

第6条 乙は、別紙様式1及び様式2の計画に沿って活動を実施するものとする。

2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。

3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

(入林の際の連絡・調整)

第7条 乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面(電子ファイルのメールによる送信を含む。)等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

(安全確保等の措置)

第8条 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等、緊急時の連絡体制の確保及び事後措置等について万全を期することとする。

2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。

万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

(経費の負担)

第9条 活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

(立木竹等の所有権等の権利)

第10条 乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

(施設の設置等)

第11条 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。

ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

(法令等の遵守)

第 12 条 乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

(山火事防止等の措置)

第 13 条 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

(活動の円滑な実施への協力)

第 15 条 甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

(〇〇〇〇〇森の適切な管理)

第 16 条 甲は、〇〇〇〇〇森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

(協定の破棄等)

第 17 条 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

- (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式 4 による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
- (3) 〇〇〇〇〇森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用、公共用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は、乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

(協定の有効期間)

第18条 この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで効力を有するものとする。

2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

(その他必要と認められる事項)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 この協定の実施に関し、疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 〇〇 森林管理署長

印

(乙) 住所

〇〇〇〇〇

代表者 (氏名)

印